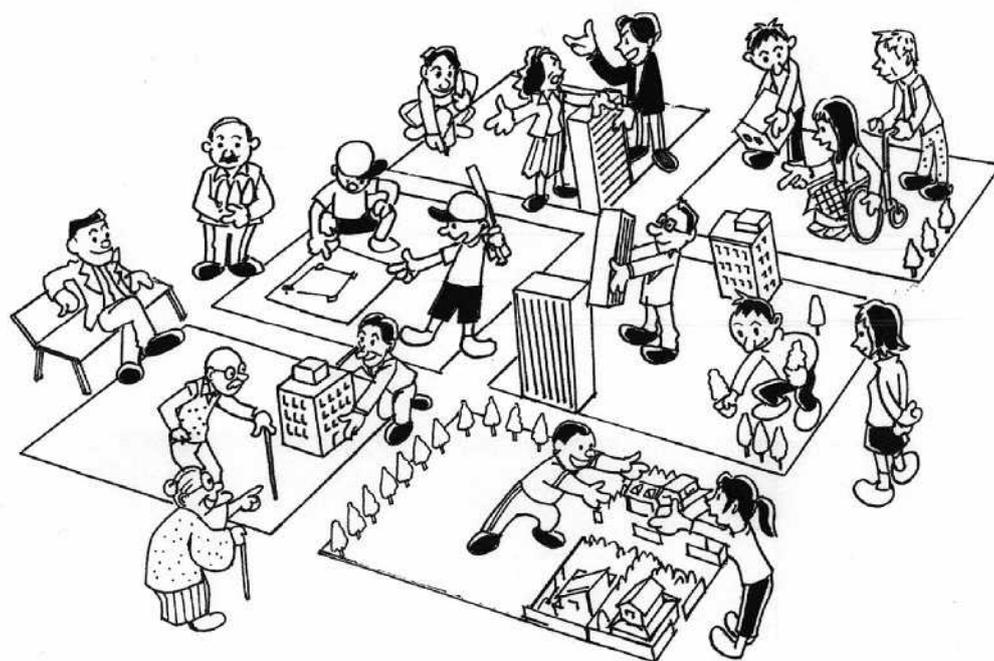


平成16年度街づくり年次報告書



2005年4月
大和市

はじめに

この報告書は、大和市みんなの街づくり条例第23条（年次報告）の規定に基づいて、協働の街づくりの推進状況を明らかにするため作成しました。

内容は、平成16年度の街づくり組織の活動や市の支援の状況です。「景観形成に関する提言」、「街づくり指導要綱条例化の検討」や「街づくり組織等への市の支援状況」等を詳しく掲載しています。

また、今後の街づくり活動への参加を促すために、17年度の事業予定なども掲載しています。

なお、本書のほか、市民の関心度に合わせた情報提供を行うために報告書のポイントとなる内容を『概要版』としてまとめました。

この概要版を市内の公共施設などで配布するほか、HPに掲載するなど広く情報提供を行っていきます。

参考...条例第23条（年次報告）

市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

目次

第1章 街づくり組織・計画・協定等

- 1．地域街づくり協議会 (第8条) 2
- 2．地区街づくり推進団体 (第10条) 3
- 3．その他の街づくり組織 (第20条) 4

第2章 開発事業の協議等

- 4．開発事業の協議等 (第13条) 6
 - 4-1.街づくり指導要綱条例化の検討

第3章 市の支援

- 5．地域街づくり協議会への助成 (第16条) 8
- 6．情報の提供等 (第18条) 8
 - 6-1．街づくりフォーラムやまと
 - 6-2．街づくり学校
 - 6-3．その他
- 7．街づくり専門家の派遣等 (第19条) 10
- 8．市街地開発事業への支援 (第20条) 10
- 9．表彰 (第22条) 11

第4章 その他

- 10．街づくり推進会議 12
- 11．景観形成に関する検討会 12

資料1：地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

資料2：街づくり組織等位置図

資料3：大和市みんなの街づくり条例

第1章 街づくり組織・計画・協定等

参考資料1・2

1. 地域街づくり協議会(第8条)

地域街づくり協議会の活動(1団体)

相模大塚まちづくり協議会

エリア	桜森、上草柳地内周辺4自治会区域(相模大塚北、上草柳西、桜森、扇野)
代表者	会長 前田邦壽
構成員	委員62名(周辺4自治会及び関係団体、企業より選出)
設立時期	平成4年7月
認定日	平成12年6月28日
地域面積	約130ha
活動内容	<p>地域街づくり意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名木・名庭ウォッチング(秋の部)の実施(11/28、12/5) (地域内のシンボリックな木や趣のある庭などを探索。約50名の地域住民が参加。集めた事例から約25点を選定。) <p>街づくりの方向性を示す「地域街づくり計画」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例会(役員を中心に具体的な活動を検討)(月1回) ・総会(事業報告・決算報告/事業計画・収支予算・新役員の承認) ・活動のPR(広報紙の発行2回、『ふれあい広場』等への参加) ・相模大塚まちづくり計画の周知
市の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に対する助言等 ・助成については、“5.地域街づくり協議会への助成”を参照 ・専門家派遣については、“7.街づくり専門家の派遣等”を参照
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ・住民全体の街づくり意識の向上(啓発イベントの実施) ・名木・名庭ウォッチング(春の部)の実施。秋の部と併せて総会で表彰予定。 ・地域街づくり計画の認定にむけた合意形成 ・関係団体や不在地権者などを対象にした周知・PR等

その他の活動

つきみ野まちづくり委員会

エリア	つきみ野自治会区域
代表者	会長 伊藤 浩司
構成員	委員約20名
設立	平成14年7月7日(平成16年3月より現在の名称に変更)
地域面積	約114ha
活動内容	<p>街路樹・歩道に関する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路樹・歩道プロジェクト(タウンウォッチング 整理 市への提言) ・歩行者専用道の改修・ケヤキ並木(伐採)に関する活動(市土木管理課への提案) <p>街づくり協議会認定にむけた活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習会の開催「住環境をめぐる最近の動向と建築のルール」 ・自治会(防犯活動)や商店会(つきみ野ラブ)と連携した活動

市の支援	・活動に対する助言等
今後の予定	・街路樹・歩道に関する活動 継続 ・交通安全プロジェクト ・地区（丁目）ごとの街づくりの課題を整理

2. 地区街づくり推進団体(第10条)

地区街づくり推進団体の活動(2団体)

南林間南一条通り商店街街づくり委員会(「南林間南一条通り商店街街づくり協定」H11.7.14 認定)

エリア	南一条通りに面している区域(南林間1丁目1番地先より同7番地先まで)
代表者	委員長 宮東 悠
構成員	委員49名
設立時期	昭和63年9月
登録日	平成11年6月18日
地域面積	約0.9ha
活動内容	街づくり協定の管理運営
市の支援	窓口にて街づくり協定の説明・協力依頼

千本桜街づくり委員会(「千本桜地区地区計画」H13.7.16 告示)

エリア	千本桜自治会(福田字乙七ノ区、福田字乙八ノ区、代官一丁目地内)
代表者	会長 藤丸 武
構成員	委員23名
設立時期	平成11年4月
登録日	平成11年6月14日
地域面積	約10.5ha
活動内容	「千本桜地区申し合わせ事項」(地区計画を補完する住民間の約束ごと)の管理運営 ・新住民への周知・PR 地域活性化への取り組み ・定例会(活動内容の検討等)(月1回) ・活動のPR(広報紙の発行等) ・公園リフォームについて市との調整
今後の予定	・地区計画、申し合わせ事項のPRと検証 ・子ども神輿や防犯パトロールへ協力



街づくり豆知識

「地域」と「地区」の違いって何だろう・・・？

みんなの街づくり条例では、市民が自主的な街づくりを進めていくために地域・地区単位で組織をつくる独自のしくみを定めています。地域・地区が想定される範囲は以下のとおりです。

地域：都市計画マスタープランで定める5つの地域を基本とします。

(中央林間・つきみ野 南林間・鶴間 大和・相模大塚 桜ヶ丘 高座渋谷)

地区：地区計画や街づくり協定などのルール化などが行われる区域で、例えば自治会の区域や公道に囲まれた1つの街区などを最小の単位とします。

3. その他の街づくり組織(市街地開発事業)(第20条)

大和駅周辺の再開発事業関連(2団体)

大和駅東側第4地区市街地再開発準備組合

エリア	大和南一丁目8、9、10番地内
代表者	理事長 田代 益廣
構成員	18名
設立時期	平成11年7月8日
活動内容	施設計画案の検討 権利者の合意形成 ・総会(通常総会1回と臨時総会1回) ・準備組合の運営等に関する事項を決定するための理事会(5回) ・再開発のしくみの勉強や事業計画案の検討を行う全体会(3回) ・活動のPR(会報の発行2回)
市の支援	・活動に対する助言や施設計画案の調整等 ・助成については、“8.市街地開発事業への支援”を参照
今後の予定	・本組合設立に向けた事業計画案の作成等

大和駅東側再開発等促進協議会

エリア	大和駅東側プロムナードを中心とした範囲
代表者	会長 臼井 信之
構成員	38名
設立時期	平成2年5月22日
活動内容	街づくりに関する協定の管理 東側各街区との調整 ・まちづくり協定エリア内の建築計画に対する協議を行う管理委員会(3回) ・役員会(東側各街区の状況報告や調整等)(2回)
市の支援	・助成については、“8.市街地開発事業への支援”を参照
今後の予定	・まちづくり協定の管理、東側各街区との連絡調整

大和中央四丁目地区市街地再開発協議会(平成16年5月29日に解散)

当地区は都市基盤整備公団(現 独立行政法人都市再生機構)が事業化を目指していましたが、事業化が困難との判断から撤退することとなり、協議会は平成16年5月29日の総会で解散が決議されました。



街づくり豆知識

市街地再開発事業って何・・・？

都市機能が低下していること等が認められる市街地で、建築物等の整備並びに公共施設の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業です。「再開発」とは、その読みのとおり、現在の街並みや建築物を、新しい時代に合うように整備(リニューアル)することです。

大和市下鶴間高木土地区画整理組合

施行区域	大和市下鶴間字甲一号176番地他	約4.9ha
理事長	井上 進	
権利者	34名	
設立認可	平成16年6月11日(公告)	
事業概要	目的：緑豊かな自然環境を活かした良好な市街地形成 整備方針：「緑と都市が共生するうおいのあるまち」 旧河川を1箇所に集約し、緑地の保全に配慮 事業スケジュール 平成16年度 調査設計(換地設計・実施設計等) 平成17年度 仮換地指定・造成工事・下水道整備等 平成18年度 造成工事・下水道整備・道路築造工事等 平成19年度 換地計画認可・換地処分・組合解散	
活動内容	区画整理組合の設立 ・事業計画の縦覧等を経て、市から組合設立の認可を受ける 地区計画の合意形成 ・地区計画のねらいや内容等について、権利者へ説明会を実施 (主な内容) 建物用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物の壁面後退距離等 事業実施のための調査設計 ・換地設計、実施設計、補償調査等	
市の支援	・組合事業に対する技術的な指導、助言 ・区画整理助成規則に基づく、公共施設整備等に要する費用の助成	
今後の予定	・仮換地指定 ・下水道、造成工事等	



街づくり豆知識

土地区画整理事業って何・・・？

宅地の利用増進と公共施設(道路、公園等)の整備・改善を図るため、土地所有者が自らの土地を提供(減歩)し、土地の交換・分合(換地)により、土地の区画形質の変更や公共施設の新設を行い、安全で暮らしやすいまちを創り出す事業です。

第2章 開発事業の協議等

4. 開発事業者の協議等(第13条)

「大和市街づくり指導要綱」の事前協議件数は、次のとおりです。

年度		平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度
事前協議合計		96	95	96	93
(内訳)	開発行為	35	39	46	49
	建築行為	53	40	33	31
	ワンルーム	8	17	14	9

要綱に基づき下記の事項について協議をしています。

- ・お知らせ看板の設置 ・近隣住民への説明 ・最低敷地面積の確保 ・駐車・駐輪場の確保
- ・緑地等の確保 ・ごみ停留所の設置 ・電波障害の防止 ・下水の排水施設 など

街づくり指導要綱条例化の検討

背景：地方分権の流れに伴い、客観性の確保や公平性、透明性の向上から条例化が求められる

目的：良好な住環境を保全するために、開発事業に関する手続きと技術基準を定める

検討組織

街づくり指導要綱条例化検討会

内容：要綱条例化にむけて、指導要綱の問題点を整理し、条例素案を検討する

期間：平成16年8月10日～平成18年3月31日

【会議内容】

	とき	主な内容
第1回	8月10日	・委員委嘱、会長及び会長職務代理者の選出 ・検討会の役割、県内先進事例（報告） ・スケジュール
第2回	10月29日	問題整理（1）（街づくり指導要綱の条例化に係る問題と整理）
第3回	11月24日	問題整理（2）（街づくり指導要綱の条例化に係る問題と整理）
第4回	12月17日	基本方針案の検討
第5回	2月23日	基本方針の決定

【構成委員】

相原 聡	(関係団体)	関水 孝	(事業者)
大原 茂	(公募市民)	高尾 智美	(公募市民)
加藤 仁美	(都市計画：会長)	三澤 金一郎	(自治会)
窪田 亜矢	(都市計画)	邑上 守正	(都市計画：職務代理)
柴田 憲一	(法律)		(50音順 敬称略)

街づくり指導要綱条例化庁内会議

内容：条例化に関わる具体的な技術基準等を検討する。

構成：開発指導協議会構成課 9 課（下水道・緑・道路等）+ 関係課 4 課

基本方針

条例化検討会では、2月に基本方針を打ち出しました。

この基本方針は、事業者への窓口での聞き取りや市民からの意見募集を行い作成されました。

1. 基本的な考え方

- ・手続きと技術基準を明確化し、徹底する。
- ・手続きと技術基準は、市民、事業者及び市の義務として適正なものとする。
- ・住民等が安心して暮らせる住環境を確保する。

2. 5本の柱

- ・対象となる事業（建築行為 1,000 m²以上から 500 m²に引き下げるなど）
- ・開発事業に伴う手続き（近隣への説明の義務化など）
- ・開発事業の技術基準（都市計画との整合、技術基準の見直しなど）
- ・犯罪のない明るいまちづくり（防犯対策等の協議の義務化）
- ・実効性の確保（違反者に対する罰則等の適用）

3. 特色

専門家派遣制度の導入

建築計画等の内容に、専門的な立場から近隣住民に対して適切な助言を行う

近隣説明の対象拡大

みんなの街づくり条例に基づく組織（地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体）や自治会を追加

犯罪のない明るいまちづくり

警察や自治会と協議し、安心して暮らせる住環境を確保

【意見募集】

期間：平成17年1月21日～2月3日（2週間）

方法：ホームページ、公共施設等での配布、街頭調査

結果：総数67件

条例化賛成や基本方針に賛同する意見が多く寄せられた

（平成17年度の予定）

具体的な条例素案づくりに取り組みます。

17年4月 第6回検討会（対象行為・施設等）/ 街づくり推進会議に基本方針報告

6月 第7回検討会（手続きの検討等）

7月 条例素案検討 / 街づくり推進会議に条例素案意見伺い
市民からの意見募集

8月 条例素案作成 / 街づくり推進会議に条例素案報告

12月 議会上程

18年4月 条例施行予定

第3章 市の支援

5. 地域街づくり協議会への助成(第16条)

地域街づくり協議会1団体に対し、助成を行いました。

相模大塚まちづくり協議会 100,000円
・地域街づくり計画の作成(専門家への謝礼、広報紙の印刷費など)

6. 情報の提供等(第18条)

「情報の提供と学習への支援」は次のとおりです。

6-1. 第11回街づくりフォーラムやまと

と き 平成17年2月5日(土) 13:00~16:00

ところ 勤労福祉会館ホール

テーマ 大和らしさってこんな感じ!?

内容 第11回街づくり賞表彰式、実行委員会が選ぶ「大和らしさ」ベスト10発表、クイズ「やまと発見!!」、フリートーク「大和らしさ」と街づくり ほか

特徴 映像や音楽を効果的に使った演出やグループ単位でのクイズなど、新しい企画に挑戦。来場者から好評を得た。

参加者 122名

企画運営 第11回街づくりフォーラムやまと実行委員会が実施。
実行委員会は、街づくり学校「ゼミコース」の参加者を中心に、市職員委員を加えた9名で組織。大学生が会長を務める。
月2回の会議の他、メールを活用しながら企画を検討。

(平成17年度の予定)

- ・10月に開催予定。
- ・テーマは「景観」。今後の大和市の景観に関する方向性を探る。
- ・運営は、新たに組織したフォーラム実行委員会が行う。



6-2. 街づくり学校



ゼミコース第一期 市民リーダー養成講座「ワークショップの手法や広報紙づくりを学ぶ」

と き 平成16年5月~6月(全5回)

ところ 大和駅周辺再開発事務所会議室

参加者 24名

内容 グループワークを中心とした街づくりの実践手法を学ぶ。

街づくり活動経験が豊富な大学生等が講義をサポート。

市民リーダーの登録制度「街づくりすと」へ7名が登録。(P.10参照)

	とき	テーマ	講師
1	5月29日	市民参加の場を楽しくする方法を考える	邑上守正 (株)アーバンデザインコンサルタント
2	6月5日	ワークショップの手法を学ぶ(1)	吉田洋子(株宅地開発研究所)
3	12日	ワークショップの手法を学ぶ(2)	
4	19日	広報紙づくりを学ぶ	邑上守正
5	26日	まとめ、グループ研究・発表	

専修コース第二期 「安全・安心街づくり」～防犯街づくりの心得～

とき 平成16年10月～11月(全4回)

ところ 大和駅周辺再開発事務所会議室

参加者 25名

内容 防犯という視点から街づくりを考える。地域での防犯意識が向上していることもあり、参加者は熱心に講義に取り組んだ。参加者が、地域での再講義を依頼するなど防犯活動の活性化につながった。

	とき	テーマ	講師
1	10月16日	防犯街づくりを考える まちのつくり方や育て方を学ぶ	山本俊哉(マヌ都市建築研究所)
2	30日	安全なまちのために 身近なまちの防犯対策	西野学 繁里昭宏 (神奈川県くらし安全指導員)
3	11月13日	タウンウォッチング まちの防犯チェック	大戸 徹(大戸まちづくり研究所)
4	27日	「防犯街づくり」のまとめ 自分たちでできることを考える	

(平成17年度の予定)

・景観をテーマに、基礎コース(6月)とゼミコース(11月)の2コースを予定。

(これまでの開催内容)

H 9年度=入門編第一期

H 10年度=入門編第二期、実践編第一期

H 11年度=入門編第三期、専門編第一期(景観)

H 12年度=入門編第四期、実践編第二期

H 13年度=入門編第五期、専門編第二期(景観・防災)

H 14年度=入門編第六期

H 15年度=専修コース第一期(景観)

6-3.その他

どこでも講座 「郷土 大和を知る」

総合学習「自分たちのまちを学ぶ」の一環として、まちの様子や成り立ち等を学習

とき 平成16年7月15日(木)

対象 引地台中学校 1年生(35名)

内容 自分たちの住むまちに関心をもってもらうため、地図や写真を使って身近なまちの成り立ちや現在の様子を解説。まちの歴史や地名の由来等に関心が集まった。



「街づくりすと」の活動

平成16年度から、街づくり学校の全課程を修了した市民を対象に「街づくりすと」（市民リーダー養成）制度を始めました。10名が登録し、市と協働で街づくりフォーラムの企画運営を行いました。また、3月には専門家を交えた意見交換会を行いました。

登録者	10名
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・街づくりフォーラム実行委員会へ参加（6名） ・「街づくりすと」の集い（3/5開催）へ参加（7名） 「街づくりすと」の今後の活動や方向性について意見交換 
今後の予定	行政との協働による事業（フォーラム実行委員会や街づくり学校サポート等）のほか、街づくりの勉強会の開催などの主体的な活動も期待される

7. 街づくり専門家の派遣等(第19条)

街づくり組織や市が主催する街づくり学校等に対し、15回派遣しました。

専門家派遣状況

派遣	内容	回数
市	<ul style="list-style-type: none"> ・街づくり学校の講師 ・「街づくりすと」の集いコーディネーター 	9回
地域街づくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・相模大塚まちづくり協議会の活動へのアドバイス（地域街づくり計画策定や啓発イベント等） 	6回

相模大塚まちづくり協議会への派遣に関する費用は、協議会の活動費から支出しました。

8. 市街地開発事業への支援(第20条)

再開発事業を目指す組織に対し、活動費の助成を行いました。

大和駅東側第4地区市街地再開発準備組合 ・会議費、視察費等の運営経費	336,000円
大和駅東側再開発等促進協議会 ・会議費、まちづくり管理委員会運営経費	76,000円

9.表彰(第22条)

第11回街づくり賞

15件の応募の中から次の7件が受賞しました。表彰は、街づくりフォーラムにて行いました。

表彰事例

<活動部門> 団体表彰

つるまの森保全協力会



中央林間小学校ワークショップ

(平成15年度5年生)



<事例部門> まちのグッドデザイン賞

「横浜うかい亭」(つきみ野)



「グリーンアベニュー」(西鶴間)



<事例部門> まちのアクセサリー賞

「境界領域の見事な演出」
馬場邸(つきみ野)



「モザイクタイルのベンチとシンボルツリー」
ホンダプレミアアアーインターナショナル
(上草柳)



「趣ある草花画廊」
前田邸(西鶴間)



第4章 その他

10. 街づくり推進会議

街づくり推進会議は4回開催されました。

会議内容

	と き	主な内容
1	5月25日	街づくり条例の運用に関する要綱の改正について
2	9月1日	今後の街づくり施策推進のスケジュール 1. 関係条例の体系とスケジュール 2. 街づくり活動の推進について - 地域街づくり協議会の認定について -
3	11月22日	第11回街づくり賞の選定
4	2月14日	今後の街づくり制度について 景観検討会の提言（最終案）について

街づくり推進会議は、街づくりに関する重要事項について調査審議することを目的に設置された審議機関です。知識経験を有する者、地域街づくり協議会の代表者、関係団体の代表者、公募市民などの11名で構成されています。

街づくり推進会議委員(任期：平成15年4月1日～17年3月31日)

秋山千恵美(知識経験委員)	鈴木 譲 (関係団体委員)
阿部里永子(公募委員)	中林一樹 (知識経験委員：会長)
河崎民子 (関係団体委員)	橋本吉宣 (関係団体委員)
小杉皓男 (公募委員)	横溝保男 (公募委員)
古谷田文隆(地域街づくり協議会代表者)	吉田洋子 (知識経験委員)
志村直愛 (知識経験委員：職務代理)	(50音順 敬称略)

(平成17年度審議予定事項)

- ・みんなの街づくり条例の改正・街づくり指導要綱の条例化
- ・景観行政・屋外広告物への取り組み
- ・第7次総合計画「自治と協働のまち」に沿った街づくりの推進
- ・市民の主体的な街づくりの推進

11. 景観形成に関する検討会

良好な景観を形成する上で必要となる制度・体制等を検討するために、専門家・関係団体・市民で構成される「景観形成に関する検討会」を平成15年8月に設置しました。検討会は、前年度に引き続き6回開催され、2月には提言書を市長へ提出しました。

会議内容

	とき	主な内容
1	4月22日	中間報告素案の検討
2	7月2日	提言に向けた検討（その1）
3	8月24日	提言に向けた検討（その2）
4	10月25日	最終報告素案の報告
5	12月17日	最終報告案に関するパブリックコメントの報告
6	2月23日	最終報告を市長への提言

最終報告の内容

- ・景観施策スケジュールを明確化（短期・中長期ごとの目標設定）
- ・景観法の活用方法（景観行政団体としての主体的な取り組み）
- ・市民、市内、関係機関との横断的な取り組み体制の確立 など

最終報告の活用

最終報告では、活動の主体ごとに活動の方向性をまとめました。

主体	内容
市民	身近な美化活動や緑化活動へ協力
事業者	景観形成に積極的に関与
市	意識啓発のための学習機会の提供やイベントの実施 建築行為等に対する景観的なコーディネート
専門家	専門的な知識や経験を生かしたアドバイス
全体	自治体、市民、事業者、専門家による協議の場（景観形成会議）を設ける

この報告を受け、市は、平成17年度を景観元年と位置づけ、市民の景観意識向上のために、景観をテーマとした街づくり学校や街づくりフォーラムを実施します。

景観形成に関する検討会委員（任期：平成15年8月27日～17年3月31日）

相原 聡（専門家委員）	小杉皓男（市民委員）
麻生龍雄（専門家委員）	志村直愛（専門家委員）
池田勝彦（市民委員）	鈴木 譲（事業者）
小川政男（市民委員）	成瀬房子（市民委員）
河崎民子（関係団体委員）	橋本吉宣（関係団体委員）
窪田亜矢（専門家委員）	（50音順 敬称略）



街づくり豆知識

景観法って何・・・？

景観に関しての初の法制となる景観法は、平成16年6月に公布、12月に施行されました。景観法のポイントは、景観行政団体が策定する「景観計画」（届出・勧告制を基本とする比較的緩やかな規制誘導制度）と市区町村が指定する「景観地区」（景観計画より規制力が強い認定制度）です。

大和市は、景観法を活用し、積極的に景観行政に取り組んでいくべきだと考えています。

資料 1

地区計画・建築協定・街づくり協定一覧

地区計画

	名称	告示日	背景
1	渋谷北部地区地区計画	H 6. 1.28	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
2	南林間西地区地区計画	H 8. 5.10	地元発意による商業活性化のため
3	神明若宮地区地区計画	H10. 3. 6	土地区画整理事業により整備された地区の保全のため
4	渋谷南部地区地区計画	H11. 1.22	〃
5	千本桜地区地区計画	H13. 7.16	地元発意による住環境保全のため

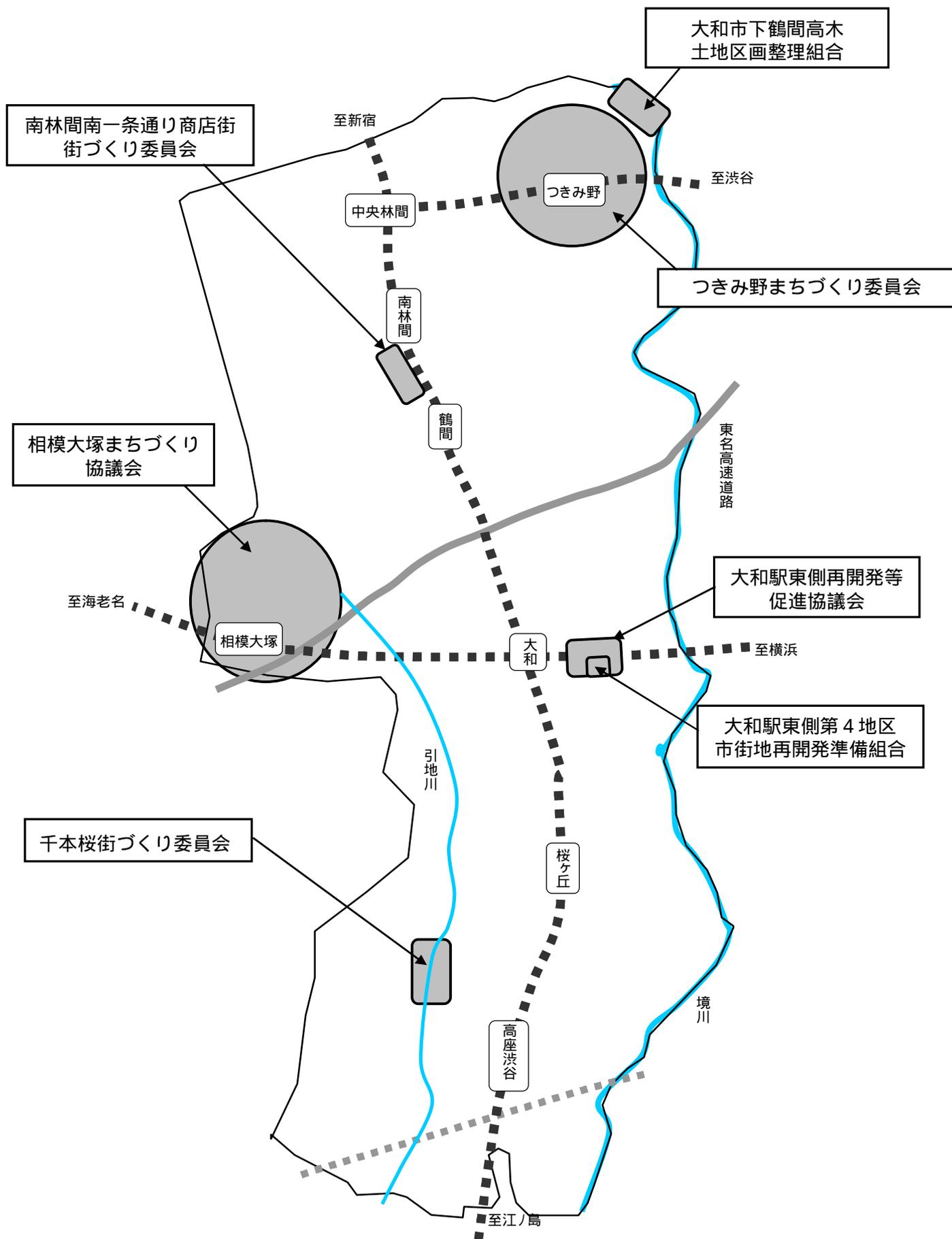
建築協定

	名称	公告日(期間)	背景
1	相鉄上和田第3地区建築協定	H10.11. 2(10年)	地元発意による住環境保全のため
2	つきみ野6丁目8番地建築協定	H12.12.11(10年)	〃
3	つきみ野6丁目第1建築協定	H13. 6.11(10年)	〃
4	つきみ野6丁目6番地建築協定	H13. 7. 3(5年)	〃
5	つきみ草建築協定	H13. 9.13(10年)	〃
6	大和柳橋建築協定	H 7.12.19(10年)	分譲宅地開発のため
7	つきみ野6丁目7番地建築協定	H13.12. 7(5年)	地元発意による住環境保全のため
8	つきみ野6丁目9番地建築協定	H 8. 8.29(10年)	〃
9	つきみ野7丁目第2建築協定	H 8. 8.29(10年)	〃
10	つきみ野7丁目第1建築協定	H 8.11. 1(10年)	〃
11	プリオールタウン南林間6丁目建築協定	H 8.12 .4(10年)	分譲宅地開発のため
12	つきみ野6丁目1番地地区建築協定	H 9. 7.10(10年)	地元発意による住環境保全のため
13	つきみ野6丁目5番地建築協定	H10.10. 2(10年)	〃
14	西鶴間8丁目建築協定	H12. 5.23(10年)	分譲宅地開発のため
15	鶴間台6区建築協定	H14. 7.22(永年)	住宅地としての環境を維持増進のため
16	コートアベニューつきみ野建築協定	H14.12. 9(10年)	分譲宅地開発のため
17	つきみ野8丁目13番地建築協定	H15.4. 1(10年)	地元発意による住環境保全のため

街づくり協定

	名称	締結日	認定日	背景
1	南林間南一条通り商店街街づくり協定	H11. 6.22	H11. 7.14	地元発意による商業活性化のため

街づくり組織等位置図



目次

- 第1章 総則(第1条~第7条)
- 第2章 地域街づくり協議会(第8条・第9条)
- 第3章 地区街づくり推進団体(第10条・第11条)
- 第4章 街づくり協定(第12条)
- 第5章 開発事業(第13条~第15条)
- 第6章 街づくりへの支援(第16条~第22条)
- 第7章 雑則(第23条・第24条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第18条の2の規定に基づき本市の都市計画に関する基本的な方針として定めた大和市都市計画マスタープランの実現のために、街づくりの基本理念を定め、並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、街づくりを推進するために必要となる基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市の協働による総合的かつ計画的な街づくりを推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域 本市内において、歴史的、文化的及び地理的につながりを持つ一定の区域をいう。
- (2) 地区 地域における一定の区域をいう。
- (3) 住民等 地域及び地区内に住所を有する者並びに地域及び地区内の土地又は建物の所有者、占有者及び利害関係人をいう。

(基本理念)

第3条 街づくりは、誰もがいつまでも住み続け、活動を続けることのできる街の実現を目指して、市民、事業者及び市が相互の責任と信頼の下に、協働して行われなければならない。

(市民の責務等)

第4条 市民は、前条に定める街づくりの基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、街づくりに参加する権利と責任を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念のっとり、街づくりに関する学習及び活動に主体的に取り組むとともに、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念のっとり、良好な街づくりに貢献する責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、市が実施する街づくりに関する施策に協力するように努めなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念のっとり、街づくりに関し必要な調査を行うとともに、基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

2 市は、基本理念のっとり、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民の意見を十分に反映させるように努めなければならない。

3 市は、基本理念のっとり、市民が主体的に街づくりに参加するために必要な支援を行うように努めなければならない。

(地区計画、建築協定等の活用)

第7条 市民、事業者及び市長は、地域及び地区の状況に応じた街づくりを推進し、並びに良好な市街地環境及び近隣社会を形成するために、相互の理解と協力の下に、地区計画(法第12条の4

第1項第1号に規定する地区計画をいう。以下同じ。)、建築協定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第69条に規定する建築協定をいう。以下同じ。)及び第12条に規定する街づくり協定を活用するように努めなければならない。

第2章 地域街づくり協議会

(地域街づくり協議会)

第8条 市長は、地域の街づくりに関する連絡調整その他地域の街づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とした団体で、次に掲げる要件を満たすものを、地域街づくり協議会として認定することができる。

- (1) その構成員が住民等であること。
- (2) その活動が、当該地域の住民等の支持を得ていると認められること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域街づくり協議会の認定に当たっては、あらかじめ、大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の規定に基づき設置された大和市街づくり推進会議(以下「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地域街づくり協議会を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

(地域街づくり計画)

第9条 市長は、地域街づくり協議会が地域の街づくりに推進するために地域の土地利用等について定めた計画を、地域街づくり計画として認定することができる。

- 2 地域街づくり協議会は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地域街づくり計画の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地域街づくり計画を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

第3章 地区街づくり推進団体

(地区街づくり推進団体)

第10条 市長は、地区の街づくりに推進することを目的とした団体で、別に定める要件を満たすものを、地区街づくり推進団体として登録することができる。

- 2 前項の規定による登録を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地区街づくり推進団体を登録したときは、その旨を公表しなければならない。

(地区街づくり方針)

第11条 市長は、地区街づくり推進団体が地区の街づくりに推進するために定めた活動の具体的な方針を、地区街づくり方針として認定することができる。

- 2 地区街づくり推進団体は、前項の規定による認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、地区街づくり方針の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、地区街づくり方針を認定したときは、その旨を公表しなければならない。

第4章 街づくり協定

- 第12条 市長は、地区街づくり方針の実現等のために、住民等が締結した協定で、別に定める要件を満たすものを街づくり協定として認定することができる。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする住民等は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、街づくり協定の認定に当たっては、あらかじめ、推進会議の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、街づくり協定を認定したときは、その旨を公表しなければならない。
- 5 市長は、街づくり協定の管理運営に関して、必要な支援を行うことができる。

第5章 開発事業

(開発事業の協議等)

- 第13条 次の各号に掲げる事業(以下「開発事業」という。)のいずれかを行おうとする者(以下「開発事業者」という。)は、開発事業を行う前に、当該開発事業の計画について市長と協議しなければならない。ただし、法第4条第15項に規定する都市計画事業については、この限りでない。
- (1) 法第4条第12項に規定する開発行為で、法第29条に規定する許可を要するもの
- (2) 大和市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例(平成9年大和市条例第9号)第2条第1号に規定する中高層建築物の建築
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の協議に当たっては、良好で安全な市街地を形成するために必要となる指導及び助言をすることができる。

(勧告)

- 第14条 市長は、開発事業者が前条第1項の規定による協議に応じない場合又は同条第2項の指導に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該開発事業者に対し、協議に応じ又は指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

- 第15条 市長は、開発事業者が前条の勧告に従わない場合において、特に必要があると認めるときは、当該開発事業者の意見を聴いたうえで、当該事実を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、推進会議の意見を聴かなければならない。

第6章 街づくりへの支援

(地域街づくり協議会への助成)

- 第16条 市長は、地域街づくり協議会に対し、その運営及び活動に要する経費の一部を助成することができる。

(地区街づくり推進団体への助成)

- 第17条 市長は、地区街づくり推進団体に対し、当該地区街づくり推進団体が行う街づくりに関する活動に要する経費の一部を助成することができる。

(情報の提供等)

- 第18条 市長は、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体その他市民の自主的な街づくりに関する活動に対し、街づくりに関する情報の提供及び学習への支援を行うものとする。

(街づくり専門家の派遣等)

- 第19条 市長は、市民の自主的な街づくりに関する活動を推進するために、地域街づくり協議会、地区街づくり推進団体等に対し、街づくりの専門家の派遣その他技術的支援を行うことができる。

(市街地開発事業への支援)

- 第20条 市長は、法第12条第1項各号に掲げる市街地開発事業を推進するために、当該市街地開発事業を行おうとする者及び団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(地区施設等への支援)

- 第21条 市長は、地区計画、建築協定及び第12条に規定する街づくり協定を活用した街づくりを推進するために、法第12条の5第2項に規定する地区施設等について、必要な支援を行うことができる。

(表彰)

- 第22条 市長は、良好な街づくりに貢献したと認められる街づくりに関する活動及び街づくりの事例を表彰することができる。
- 2 市長は、前項の規定により表彰するときは、あらかじめ、推進会議の意見を聴くものとする。

第7章 雑則

(年次報告)

- 第23条 市長は、第10条の規定による登録の状況、第6章の規定による街づくりへの支援の状況その他街づくりの推進状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(委任)

- 第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年10月1日から施行する。ただし、第7条(街づくり協定に関する部分に限る。)、第8条から第12条まで、第16条、第17条、第18条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第19条(地域街づくり協議会及び地区街づくり推進団体に関する部分に限る。)、第21条(街づくり協定に関する部分に限る。)及び第23条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(大和市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 2 大和市附属機関の設置に関する条例(昭和33年大和町条例第9号)の一部を次のように改正する

別表に次のように加える。

大和市街づくり推進会議	大和市みんなの街づくり条例(平成10年大和市条例第7号)の規定に基づき、街づくりに関する基本的事項又は重要事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は街づくりの推進に関する事項につき、市長に意見を述べる。	13以内
-------------	--	------

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年大和市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(省略)

平成16年度街づくり年次報告書

発行 大和市

編集 大和市 都市部 都市整備課 街づくり推進担当

住所 〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間 1-1-1

TEL. 046-260-5483

FAX. 046-264-6105

E-Mail t-seibi@city.yamato.lg.jp

URL <http://www.city.yamato.lg.jp/t-seibi/index.htm/>

発行日 平成17(2005)年4月
